（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 平成28年度  年度 |
| 計画主体 | 富山県黒部市 |

黒部市鳥獣被害防止計画

　　　　　　　＜連絡先＞

　　　　　　　　担当部署名　黒部市産業経済部農林整備課

　 所在地　富山県黒部市三日市1301番地

　　　　　　　　電話番号　0765-54-2604

ＦＡＸ番号　0765-54-2607

　　　　　　　　メールアドレス　nourinseibi@city.kurobe.toyama.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | イノシシ、ニホンザル、カラス、ツキノワグマ  ニホンジカ、ハクビシン |
| 計画期間 | 平成29年度～平成31年度 |
| 対象地域 | 富山県黒部市 |

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（平成28年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
| 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲 | 120万円、1.07ha |
| ニホンザル | ― | ― |
| カラス | 水稲 | 7万円、0.06ha |
| ツキノワグマ | ― | ― |
| ニホンジカ | ― | ― |
| ハクビシン | ― | ― |

（２）被害の傾向

1. イノシシ

近年、中山間地域における水稲被害が急速に増加しており、出穂期から収穫期にかけて、“ぬたうち”や“掘り起こし”による農作物被害を及ぼす他、畦畔や農業用水等の生産基盤への被害も発生している。

年々生息域が拡大しており、山間地から離れた地域での人身被害や農作物被害も懸念される。平成28年度は市街地で目撃されている。

（被害額：H26年度 206万円、H27年度 73万円、H28年度 120万円）

1. ニホンザル

侵入防止柵の整備が進み、農作物被害は徐々に減少しており、平成28年度は出荷用農作物の被害報告はされていない。しかし、目撃情報は通年で報告されており、家庭菜園被害は度々報告されている。

また、住民や鳥獣被害対策実施隊員による追い払い・追い上げ活動の徹底がなされていないためヒト慣れがすすみ、家屋への侵入、食べ物の窃盗、威嚇行為等が目立つようになっている。

（被害額：H26年度 49万円、H27年度 0万円、H28年度 0万円）

1. カラス

水稲や家庭菜園への被害が見られる。

市街地をねぐらとしており、周辺では多数のカラスによる糞害や騒音被害が深刻である。

（被害額：H26年度 0万円、H27年度 0万円、H28年度 7万円）

1. ツキノワグマ

近年、農作物被害は発生していないが、集落周辺に出没するケースは少なくない。とくにツキノワグマが主食とする堅果類が不作である年は、人家周辺への出没回数が増える傾向にあり、平成28年度は人身被害が１件発生した。（出没件数：H26年度 52件、H27年度 17件、H28年度 46件）

1. ニホンジカ

これまで生息が確認されていなかった集落付近において、群れの目撃や痕跡（剥皮害など）が見られるようになり、生息域の拡大がみられる。現在、被害報告はあがっていないが、近い将来、農作物被害や林業被害の増加が懸念される。

（被害額：H26年度 0万円、H27年度 0万円、H28年度 0万円）

1. ハクビシン

家庭菜園への被害がみられる。

人家の屋根裏をねぐらとすることが多いため、騒音や異臭被害を発生させている。（被害額：H26年度 0万円、H27年度 0万円、H28年度 0万円）

（３）被害の軽減目標

① イノシシ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（平成28年度） | 目標値（平成31年度） |
| 被害金額 | 120万円 | 84万円 |
| 被害面積 | 1.07ha | 0.74ha |

② ニホンザル

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（前回の目標値） | 目標値（平成31年度） |
| 被害金額 | 126万円 | 88万円 |
| 被害面積 | 1.40ha | 0.98ha |

※現状の被害がないので、現状値は前回の被害防止計画の目標値とし、目標値はその30％相当の減少値とする。

③ カラス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（平成28年度） | 目標値（平成31年度） |
| 被害金額 | 7万円 | 4.9万円 |
| 被害面積 | 0.06ha | 0.04ha |

④ ツキノワグマ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（平成28年度） | 目標値（平成31年度） |
| 人身被害件数 | １件 | 0件 |
| 被害金額 | 0万円 | 0万円 |
| 被害面積 | 0ha | 0ha |

⑤ ニホンジカ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（平成28年度） | 目標値（平成31年度） |
| 被害金額 | 0万円 | 0万円 |
| 被害面積 | 0ha | 0ha |

⑥ ハクビシン

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（平成28年度） | 目標値（平成31年度） |
| 被害金額 | 0万円 | 0万円 |
| 被害面積 | 0ha | 0ha |

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等  に関す  る取組 | ・鳥獣被害対策実施隊が銃器及びわなによる有害捕獲を実施。  ・担い手不足に備え、農業者等のわな猟等の狩猟免許の取得を支援している。  ・イノシシ捕獲檻、ニホンザル捕獲檻、カラス捕獲檻等を整備し、運用している。  ・捕獲鳥獣は、原則的に市役所が引き取ったのち焼却処分としているが、イノシシに関しては自家消費処分とすることが多い。 | ・わなの数量と捕獲技術向上が必要。  ・近い将来、猟友会員の大量引退により、銃器を扱える担い手の激減が予想されることから、狩猟免許の取得推進及び担い手育成が必要である。 |
| 防護柵  の設置  等に関  する取  組 | ・被害発生集落における侵入防止柵の整備（鳥獣被害防止総合対策交付金等。）。  ・家庭菜園等への侵入防止柵設置資材費補助（市単独。個人に対し1/2補助）。  ・爆竹・ロケット花火の無償配布やスリングショットの貸出を実施し、住民自らによる追い払い活動を支援（市単独）  ・里山再生整備事業やカウベルト事業等の緩衝帯整備。  ・黒部市広報媒体や印刷物配布による放任果樹の除去等の呼びかけ。 | ・侵入防止柵の整備や管理方法の不備が原因とみられる侵入事例があり、技術指導や現地点検等の強化が求められる。  ・ニホンザルに対する爆竹やロケット花火による追い払い効果が薄れている。また、ニホンザルの行動が大胆になってきている。  ・また、個別に電気柵を整備している地域があることから、効率的に電気柵が整備されるよう地域一体となった取り組みを推進する必要がある。恒久柵の設置後は、管理通路を設けるなど管理の徹底を図る必要がある。 |

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 黒部市有害鳥獣対策協議会を活動主体として、地域ぐるみで鳥獣害対策に取り組んでいくことを基本方針とし、  ・目標年度における被害の軽減目標を、現状値（平成28年度）に対して30％相当の減少値とし、被害金額は176.9万円以下、被害面積は1.76ha以下を目指す。  ・ツキノワグマに関しては、人身被害の発生を現状値（平成28年度）の1件に対して、目標年度まで毎年0件を目指す。  ・被害が新たに発生した地区については、侵入防止柵の整備を促進し、被害の減少と野生鳥獣の生息域拡大防止に努める。  ・侵入防止柵整備済集落については、野生鳥獣の侵入を可能な限り防ぐため、研修や広報媒体等により適切な侵入防止柵の管理方法を徹底させる。  ・各地区の狩猟免許取得者を有害捕獲の担い手として育成していく。  ・猟友会員とわな猟免許を取得した農業者等の連携を図り、効率的な捕獲体制を構築する。  ・ニホンザル対策として、被害防除方法を見直し、組織的な追い払い・追い上げ等を実施する。  ・住民が主体となって自らが考え被害防止対策に取り組んでいくため、住民を対象とした研修会や説明会などを開催し、生息環境管理の必要性について、住民に理解を促し、意識改革を行っていく。  以上の取組を推進していく。 |

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| 黒部市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲を行う。  実施隊員は85名、うち民間隊員80名（猟友会員38名、地区住民等42名）、市職員５名で構成する。（狩猟免許取得者は82名）  構成員の役割は原則次の通りとする。  ・民間隊員 (猟友会員)……銃器及びわなを用いて広域的な捕獲を行う。  ・民間隊員 (農業者及び地区住民)……わなを用いて、専ら自らの集落や圃場で捕獲を行う。  ・黒部市職員……民間隊員の捕獲の補助業務を行う。  （捕獲檻・わなの貸与等） |

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 29 | イノシシ  ニホンザル  カラス  ニホンジカ  ハクビシン | ・捕獲檻購入（イノシシ用）  ・くくりわな購入（イノシシ・ニホンジカ用）  ・捕獲技術の向上に関する研修 |
| 30 | イノシシ  ニホンザル  カラス  ニホンジカ  ハクビシン | ・捕獲檻購入  ・捕獲技術の向上に関する研修 |
| 31 | イノシシ  ニホンザル  カラス  ニホンジカ  ハクビシン | ・捕獲檻購入  ・捕獲技術の向上に関する研修 |

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| ① イノシシ  「富山県イノシシ管理計画」に基づき、中山間地域を中心に積極的な捕獲を推進する。捕獲計画数は、今後の個体数増加を見越して設定する。  捕獲実績： H26年度 49頭、H27年度 65頭、H28年度 181頭  ② ニホンザル  「富山県ニホンザル管理計画」で設定される捕獲目標数に基づいて生息群ごとに計画的な捕獲を行う。  捕獲実績： H26年度 48頭、H27年度 54頭、H28年度 101頭  ③ カラス  過去の捕獲実績数より捕獲計画数を設定したが、糞害や騒音被害の報告が多く寄せられることから、銃器使用により捕獲の強化を行う。  捕獲実績： H26年度 106羽、H27年度 290羽、H28年度 599羽  ④ ツキノワグマ  人身被害が避けられない場合に緊急的な捕獲をするか、奥山放獣を想定したわな捕獲を行うものとし、捕獲数は、「富山県ツキノワグマ管理計画」で設定された捕獲可能数を超えない範囲とする。  捕獲実績： H26年度 2頭、H27年度 0頭、H28年度 2頭  ⑤ ニホンジカ  今後、市内における個体数増加と被害の発生が予想され、「富山県ニホンジカ管理計画」に基づき、捕獲の強化を行う。捕獲計画数は、今後の個体数増加を見越して設定する。  捕獲実績： H26年度 0頭、H27年度 0頭、H28年度 2頭  ⑥ ハクビシン  近年、被害の拡大は見られないため、捕獲実績ベースの捕獲計画数とし、適切に捕獲を行う。  捕獲実績： H26年度 23頭、H27年度 25頭、H28年度 15頭 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| イノシシ | 250頭 | 250頭 | 250頭 |
|
| ニホンザル | 「富山県ニホンザル管理計画」による | 「富山県ニホンザル管理計画」による | 「富山県ニホンザル管理計画」による |
| カラス | 1,000羽 | 1,000羽 | 1,000羽 |
| ツキノワグマ | 「富山県ツキノワグマ管理計画」による | 「富山県ツキノワグマ管理計画」による | 「富山県ツキノワグマ管理計画」による |
| ニホンジカ | 10頭 | 10頭 | 10頭 |
| ハクビシン | 30頭 | 30頭 | 30頭 |
| 捕獲等の取組内容 | | | |
| 銃器（ライフル銃、散弾銃、空気銃）及びわな（箱わな、くくりわな）を使用し、野生鳥獣の活動が活発になる春から秋にかけて、被害が発生する中山間地域を中心に捕獲する。上表記載の鳥獣については、年間を通じて有害捕獲を行うが、ニホンザルは、「富山県ニホンザル管理計画」で設定された捕獲目標数に基づいて捕獲を実施する。また、ツキノワグマは「富山県ツキノワグマ管理計画」で設定された捕獲上限数を超えない範囲で捕獲を実施する。 | | | |

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 黒部市内 | イノシシ、ニホンザル、カラス、ニホンジカ、ハクビシン |

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
| 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| イノシシ | 電気柵2段  L=3,700ｍ | 電気柵2段  L=4,000ｍ | 電気柵2段  L=4,000ｍ |
| ニホンザル  （イノシシ兼用） | ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵  ＋電気柵5段  L=250ｍ | ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵  ＋電気柵5段  L=300ｍ | ﾜｲﾔｰﾒｯｼｭ柵  ＋電気柵5段  L=300ｍ |

（２）その他被害防止に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 29 | ｲﾉｼｼ  ﾆﾎﾝｻﾞﾙ  ｶﾗｽ  ﾆﾎﾝｼﾞｶ  ﾂｷﾉﾜｸﾞﾏ  ﾊｸﾋﾞｼﾝ | ・侵入防止柵の整備及び管理を適切に行うための指導。  ・住民自らによる追い払い活動支援。  ・緩衝帯整備（里山再生整備事業、カウベルト事業等）  ・放任果樹等の除去呼びかけ  ・その他被害対策の周知活動 |
| 30 | ｲﾉｼｼ  ﾆﾎﾝｻﾞﾙ  ｶﾗｽ  ﾆﾎﾝｼﾞｶ  ﾂｷﾉﾜｸﾞﾏ  ﾊｸﾋﾞｼﾝ | ・侵入防止柵の整備及び管理を適切に行うための指導。  ・住民自らによる追い払い活動支援。  ・緩衝帯整備（里山再生整備事業、カウベルト事業等）  ・放任果樹等の除去呼びかけ  ・その他被害対策の周知活動 |
| 31 | ｲﾉｼｼ  ﾆﾎﾝｻﾞﾙ  ｶﾗｽ  ﾆﾎﾝｼﾞｶ  ﾂｷﾉﾜｸﾞﾏ  ﾊｸﾋﾞｼﾝ | ・侵入防止柵の整備及び管理を適切に行うための指導。  ・住民自らによる追い払い活動支援  ・緩衝帯整備（里山再生整備事業、カウベルト事業等）  ・放任果樹等の除去呼びかけ  ・その他被害対策の周知活動 |

５．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 黒部市鳥獣被害対策実施隊 | 緊急時又は緊急事態が想定される状況下でのパトロール及び捕獲。住民の避難誘導。住民への注意喚起。関係機関との連絡及び調整。 |
| 富山県黒部警察署 | 緊急時又は緊急事態が想定される状況下でのパトロール及び住民の避難誘導。警職法の適用が必要な場合における判断および捕獲実施者への命令。 |
| 自治振興会および町内会 | 周辺住民への注意喚起及び連絡業務。 |
| 黒部市学校教育課 | 市内の各学校への注意喚起。 |
| 黒部市こども支援課 | 市内の各保育所への注意喚起。 |
| 黒部市農林整備課 | 緊急時又は緊急事態が想定される状況下での住民の避難誘導。住民への注意喚起。関係機関との連絡及び調整。報道対応。（実施隊のバックアップ） |

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 【ツキノワグマ出没時】  クマ目撃  自治振興会・町内会  黒部警察署  各学校  黒部市学校教育課  黒部市農林整備課  黒部市鳥獣被害対策実施隊  黒部市こども支援課  各保育所 |

６．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 自治振興会 | 各地区での鳥獣害対策に係る情報の周知。  被害状況の把握及び情報提供。 |
| 生産組合長代表 | 各地区での鳥獣害対策に係る情報の周知。  被害状況の把握及び情報提供。 |
| 富山県新川農林振興センター企画振興課 | 鳥獣害対策全般についての指導。 |
| 富山県黒部警察署生活安全課 | 住民への注意喚起。銃砲等猟具使用における監督。 |
| 黒部市鳥獣被害対策実施隊  （猟友会、地域住民、市職員） | 被害防止施策のための実践的な活動全般。  鳥獣の出没傾向や対策についての情報提供。 |
| 黒部市農業協同組合 | 農作物被害状況の把握及び被害防止対策の指導等。 |
| 新川地域農業共済組合 | 農作物被害状況の把握及び農作物被害補償の共済保険。 |
| 黒部市農業水産課 | 農作物被害状況の把握等。 |
| 黒部市農林整備課 | 協議会事務局。  上記構成機関の連絡・調整。 |

（２）連絡体制

|  |
| --- |
| 【イノシシ、ニホンザル等による農作物被害等発生時】    黒部市  鳥獣被害対策  実施隊  黒部市農業協同組合  黒部市農林整備課  自治振興会・  生産組合長代表  黒部警察署 |

（３）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 富山県農村振興課 | 市への鳥獣被害防止総合対策事業の指導・支援、農作物被害の取りまとめ等。 |
| 富山県自然保護課 | 市への各種技術や情報等の提供、被害防除対策の支援、指定管理鳥獣捕獲等事業との連携等。    いての情報提供等 |

（４）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 構成員 | うち狩猟免許取得者数 |
| 28 | 79名 | 76名 |
| 平成24年度に実施隊を設立し、平成29年度は民間隊員80名（猟友会員38名、地区住民等42名）、市職員5名、合計85名（うち狩猟免許取得者数82名）で構成する見込みであり、毎年10名以上の新規隊員の加入を目指す。市内の被害防止対策として、有害捕獲の実施、被害防止施策の普及啓発等に取り組んでいく。 | | |

（５）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
|  |

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| イノシシ等は、解体施設運営前は自家消費とするが、運営開始以降は一部自家消費とする。学術研究のため、ニホンジカ・ツキノワグマはサンプル採取を行い、ニホンザルは発信機の設置を行う。その他の鳥獣や残渣については、焼却または埋設処分とする。 |
|

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

|  |
| --- |
| 新川広域圏から受入れ可能な解体施設の整備を行うとともに各市町の実施隊等で構成する組合を設立し、平成30年度からの運営を目指す。また、加工・販売ルートを確保し、ジビエ食材としての流通と普及を目指す。 |

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
|  |